

情報通信審議会 情報通信技術分科会
新世代モバイル通信システム委員会 技術検討作業班（第38回）

－ 議事概要 －

1 日時

令和7年3月13日（木）15:00～16:30

2 場所

Web 会議で開催

3 出席者（敬称略）

（1）構成員

三瓶 政一（主任）、藤井 威生（主任代理）、岩澤 雅宏、太田 龍治、
小竹 信幸、川元 章、木村 亮太、小松 孝明、佐藤 拓也、杉浦 誠司、
武田 一樹、谷澤 正彦、中村 光則、西島 英記、橋本 昌史、長谷川 史樹、
平松 正顕、福本 史郎、藤田 祐智、ニツ森 俊一、本多 美雄、本間 忠雄、
宮崎 太郎、四本 宏二、渡部 順二

（2）関係者

門野 貴明（東日本電信電話株式会社）、向山 友也（株式会社日立システムズ）、
鈴木 秀俊（株式会社NTTドコモ）、小熊 優太（株式会社NTTドコモ）、
下村 雅彦（株式会社三菱総合研究所）

（3）事務局（総務省）

小川 裕之（移動通信課 課長）、佐藤 輝彦（移動通信課 企画官）、
乾 浩斉（移動通信課 課長補佐）、大島 徹也（移動通信課 第二技術係長）
宮澤 茂樹（電波政策課 室長）、手塚 紗衣（電波政策課 周波数調整官）、
中山 崇（電波政策課 共用係長）

4 議題

（1）第5世代移動通信システムの技術的条件について

・国際動向等について

NTTドコモ 鈴木氏より、資料 38-1 に基づき追加の説明が行われ、以下の質疑応答等があった。

三瓶主任 : P. 11 において、時系列①で制度導入済みとあるが、その後に各団体へ照会がなされ、それに対するコメントが送られている。3GPP においては、合意・決定の後に照会を行うことはないと認識しているが、Relaxation が承認されたタイミングを明確に教えて欲しい。

鈴木氏 : 2018 年 12 月の 28GHz 帯の国内制度導入時点では、3GPP において議論継続中であった。なお、Relaxation は、P. 12 に記載のとおり 2018 年、2019 年に測定器メーカーから提案が行われ、順次測定仕様に組み込まれており、導入と並行して議論が行われていた。

小熊氏 : 測定方法が提案された後、実際に仕様書に書き込まれることとなる change リクエストが承認された時点については、項目によってそれぞれではあるが、2019 年 11 月、2020 年 8 月などが主なタイミングである。

三瓶主任 : 国内電波法において参照する規定として、3GPP でどのように議論され、いつ正式な決定となったのかというのは重要であるので、正確な情報をいただきたい。

また、28GHz 帯でも Relaxation が導入されており、加えて 40GHz 帯は伝搬ロスがさらに大きくなり測定ができないため、40GHz 帯においても Relaxation を導入するという理解でよろしいか。

鈴木氏 : ご認識のとおりである。

藤井主任代理 : P. 13 について、28GHz 帯に適用されているリラクゼーション値を教えて欲しい。今回の 40GHz 帯で規定される値とは、どの程度差分があるかを確認したい。

鈴木氏 : 28GHz 帯における Relaxation 値としては、送信時オフ時電力が 21.4dB、副次的発射が 40GHz 帯と同様に 33.1dB と規定されている。

藤井主任代理 : 比較すると 40GHz 帯の方がやや大きくなっていると理解した。

小竹構成員 : P. 16 の参考資料について補足させていただく。登録証明機関としては、測定や書面による審査によって技術基準に適合しているか審査を行っている。技術的条件において製造者の設計資料等で審査を行うこととなっている場合には、そもそもメーカーが審査を行えるような書面を提出できるかどうかという点も確認する必要があると考える。

鈴木氏 : 測定器メーカーや端末ベンダとも引き続き相談していきたいと考えている。

・委員会報告（案）について

事務局より、資料 38-2 に基づき説明が行われ、以下の質疑応答等があった。

三瓶主任 : 委員会報告の取りまとめとしては、ドコモから説明のあった 3GPP の議論状況も掲載されると理解している。その中では、伝搬ロスが大きいために受

信電力が低くなり測定が困難となるという課題も含まれていた。それに対して共用検討では、最悪値を用いた評価を行うために離隔距離が比較的大きくなるという点について、何かコメントする予定があるか。また、その離隔距離について、事業者間で調整することにより実際には短縮の場合もあるという趣旨について報告書に記載する考えはあるか。

事務局 : ご指摘の点については、報告書のいずれかの箇所に盛り込ませていただく。

本多構成員 : 今回の技術的条件の策定において、実際に測定が不可であるために設計書等で審査を行う項目が存在する場合、現時点でどのような資料を提出すればよいのかイメージがついていないため懸念がある。

小竹構成員 : 補足させていただく。受信装置については、副次的に発射する電波の限度を除いて試験項目として指定されていないため、厳密な書面の審査は求めず、工事設計書に基準を満たしている旨を記載いただくことで、製造者が性能を担保する形で運用を行っている。

一方で送信装置については試験項目として指定されているため、製造者よりデータ又は基準に適合している旨の書面をいただいている。

事務局 : 今回の検討における測定不可の項目については、(Relaxation 値が設定されていない) 隣接チャネル漏洩電力における占有周波数帯幅が 200MHz 及び 400MHz の条件が該当する。Relaxation 値が設定されている項目(送信オフ時電力、副次的発射)については、仕様値に Relaxation 値を上乗せする形で規定値とする想定である。

本多構成員 : 隣接チャネル漏洩電力については、測定ができないため、製造者から測定データ以外の設計資料等を提出し審査を受けるということと理解。小竹構成員からも指摘があったように、実際にはどのような書面を提出することになるのかを懸念しているため、制度整備の際にはその点確認させていただきたい。

事務局 : 他システムの運用状況も踏まえつつ、また、認証機関とも十分に連携しながら、制度整備の際に調整させていただきたい。

福本構成員 : 投影されている資料について、事前送付版及び HP 掲載版から更新がある認識。更新した資料については展開いただくなど適切にご対応いただきたい。

事務局 : 本日の議論を踏まえた修正とともに再度展開させていただく。

橋本構成員 : 40GHz 帯の EESS の保護規定について、資料上は「現時点で技術的条件は策定しない」と記載されているが、これは強制規定に従った規格は設けないということか。

事務局 : ご指摘の点については、今回の検討においては40GHz帯の技術的条件を定める範囲として40.5GHzから43.5GHzまでとしており、EESSへの保護を求められる37.0GHzから40.5GHzまでの帯域を除いているという主旨である。

委員会報告(案)の内容について、本日の意見を踏まえて適宜反映した上で技術検討作業班として委員会報告(案)としてとりまとめ、次回の新世代モバイル通信システム委員会において報告を行うこととなった。本委員会報告(案)の最終的な内容は主任一任とすることです承され、本委員会報告(案)について意見等があれば、3月19日(水)までに事務局まで提出するよう、連絡があった。

(2) その他

委員会報告(案)については、3月27日(木)開催予定の新世代モバイル通信システム委員会において報告する旨、事務局から連絡があった。また、次回開催日程については、開催準備が整い次第連絡する旨、事務局から連絡があった。

以上